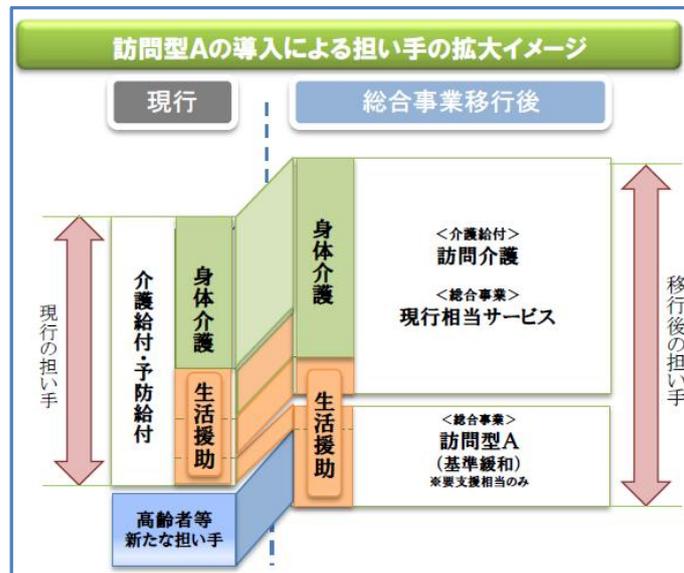


佐倉市訪問型生活援助サービス（緩和した基準によるサービス）

1 趣旨

平成29年4月から開始する「佐倉市介護予防・日常生活支援総合事業」において、現行の介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和した「佐倉市訪問型生活援助サービス（緩和した基準によるサービス）」を実施し、一定の研修終了者が、必ずしも専門的なサービスを必要とされない方に対し、生活援助を行えるようにします。

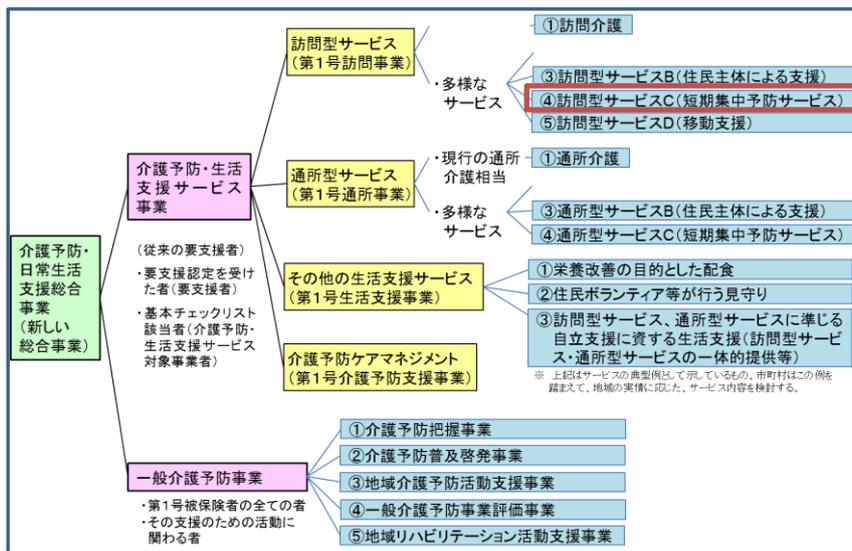
これにより、高齢者が増加し訪問介護員の不足が懸念される中で介護人材のすそ野を広げ、訪問介護員が身体介護を重点的に提供することができるようにするとともに、高齢者の社会参加を促します。



(出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

2 構成

介護予防・生活支援サービス事業（介護保険法に基づく第1号事業）の訪問型サービス（第1号訪問事業）に位置づけられます。



別添 2

(素案)

3 対象となるケースとサービス提供の考え方

下記に掲げる「訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース（例）」以外で、指定事業者によるサービスが必要とケアマネジメントで認められるケースを対象とします。

訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められるケース（例）

厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインに一部追加

- 認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者
- 退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的なサービスが特に必要な者
- ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者などの専門的な支援を必要とする者
- 心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者
- 医療的行為（ストーマケア・インシュリン等）が必要な者

4 サービス内容

訪問介護の生活援助の範囲内

（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（厚生省平成12年老計第10号通知。5頁参照。）において示されている生活援助等）

生活援助とは・・・

身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（家事援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるといえることができる。）

5 提供方法

現行の介護予防訪問介護と同様に、指定事業者により実施し、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託して行う予定です。

6 指定事業者の指定

佐倉市内の訪問介護の指定事業者から申請を受け付け、訪問介護の指定事業者が佐倉市訪問型生活援助サービスの指定を併せて受けることができるよう手続きを行います。

別添2

(素案)

7 サービスの基準

サービスの提供者について、市が指定する「研修修了者」でも従事可能とし、その他の基準については、質を確保する観点から、旧介護予防訪問介護と同様とします。

事項	旧介護予防訪問介護	介護予防訪問介護相当	佐倉市訪問型生活援助サービス (緩和した基準によるサービス)
提供主体	指定を受けた介護事業者	指定を受けた介護事業者	指定を受けた事業者
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員による身体介護、生活援助	市指定研修修了者による生活援助
サービスの対象者	身体介護の必要な人 生活援助の必要な人	身体介護の必要な人 生活援助の必要な人	<u>生活援助の必要な人</u>
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定
人員基準	①管理者 ②訪問介護員等常勤換算 2.5 人以上 (介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者) ③サービス提供責任者	①管理者 ②訪問介護員等常勤換算 2.5 人以上 (介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者) ③サービス提供責任者	①管理者 (*1) ②従事者 <u>1人以上必要数</u> (介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、 <u>市指定研修修了者</u>) (*2) ③サービス提供責任者
設備基準	厚生労働省令で規定 (全国一律の基準)	旧介護予防訪問介護と同様	旧介護予防訪問介護と同様
運営基準	厚生労働省令で規定 (全国一律の基準)	旧介護予防訪問介護と同様	旧介護予防訪問介護と同様

(*1) 人員基準の管理者等につきましては、訪問介護と介護予防訪問介護と同様に、兼務を認める予定です。

(*2) 介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者を「佐倉市訪問型生活援助サービス」の従事者とする場合は、市が指定する「(仮称) 佐倉市認定ヘルパー養成研修」の受講を必須としない予定です。

8 市指定研修修了者

市指定研修終了者は、市が指定する「(仮称) 佐倉市認定ヘルパー養成研修」を受講した者です。

9 (仮称) 佐倉市認定ヘルパー養成研修の内容

次の科目及び時間数を基本に、平成28年11月以降に市が研修を実施します。

科目	時間数
尊厳の保持と自立支援	1時間
介護保険制度等の理解	1時間
高齢者や家族の心理	1時間
コミュニケーション技術	1時間
認知症の理解	2時間
生活支援技術	4時間
リスクマネジメント、緊急時の対応	1時間
介護現場の理解(職場体験や映像教材の活用)	2時間
合計	13時間

※研修カリキュラムの詳細につきましては、別添3を参照

別添 2

(素案)

10 単価

- ・1単位当たりの単価は、佐倉市の地域区分単価 (10.70 円) を用います。

(1) 基本報酬

平成29年度は、旧介護予防訪問介護及び国基準訪問型サービスの基本報酬の約83%とします。
平成30年度以降は、平成29年度の単価等を踏まえ改めて検討します。

基本は、月辺りの包括単位を用いますが、国基準訪問型サービス（介護予防訪問介護相当）と組み合わせながら自立支援につなげる場合は、利用1回ごとの単位（1月に4回まで）を用います。

事項	旧介護予防訪問介護	国基準訪問型サービス (介護予防訪問介護相当)	基準緩和訪問型サービス (基準緩和サービス)
単価	訪問Ⅰ（週1回程度） ：1,168 単位 訪問Ⅱ（週2回程度） ：2,335 単位 訪問Ⅲ（週3回以上） ：3,704 単位	【月額】 訪問Ⅰ（週1回程度）：1,168 単位 訪問Ⅱ（週2回程度）：2,335 単位 訪問Ⅲ（週3回以上）：3,704 単位 【1回あたり】：266 単位 【20分未満】：165 単位※月22回まで	【月額】 訪問Ⅰ（週1回程度）：968 単位 訪問Ⅱ（週2回程度）：1,936 単位 訪問Ⅲ（週3回以上）：3,071 単位 【1回あたり】：239 単位

【基本報酬 約83%の考え方】

- ・従事者要件に市指定研修修了者を追加する基準緩和を実施したので、介護予防訪問介護の報酬をベースにこれを反映させる。
- ・具体的には、介護予防訪問介護の報酬のうち人件費相当部分について、初任者研修修了者の人件費を市実施研修修了者（介護保険制度上は無資格の介護職員）に置換する。

【計算例】

＜基準緩和訪問型サービスの費用計算（週1回程度の月額報酬の場合）＞

①報酬を人件費分と事務費分に分離

人件費分（818 単位）
（=1,168×70%）

事務費分（350 単位）
（=1,168×30%）

②無資格介護職員の人件費に置換

人件費分（818 単位）

× 75.6%

③事務費分は緩和していないため、現行サービスと同単位

= 置換後人件費（618 単位）

④合算

置換後人件費
（618 単位）

+ 事務費分
（350 単位）

= 基準緩和訪問型サービスの費用
（968 単位）

- ◆訪問介護員（非常勤）の平均時給は1,230円
主に無資格の介護職員で構成される通所介護事業所の平均時給は930円
（いずれも平成27年度介護従事者処遇状況等調査結果 16頁）
- ◆無資格職員への置換で、人件費コストが75.6%（ $\div 930 \div 1,230$ ）になる。

(2) 加算・減算

別添 2

(素案)

- ・ 初回加算：200 単位加算（現行と同じ単位）
- ・ サービス提供責任者体制減算：所定単位数×70%（現行と同じ単位）
- ・ 集合住宅減算：所定単位数×90%（現行と同じ単位）

1.1 利用者負担

介護給付の利用者負担割合と同じです。（原則1割、一定以上所得者2割）

1.2 事業実施のメリット等

◆訪問型Aの整備により、新しい担い手を確保できる可能性

「訪問型A」のポイントは、ホームヘルパーに加えて、新たに高齢者等が担い手となる点です。提供するサービスについては、典型的には、身体介護を含まず、生活援助だけを担うことが想定され、その中では、高齢者等の新たな担い手が活躍することが可能となり、地域の中でより多く人材を確保することができると考えられる。

◆利用者・事業・市町村のメリット

【利用者】

高齢者等の新たな担い手による提供に見合った単価の設定により、利用者はサービス内容に見合った費用負担となる。

【事業者】

ホームヘルパーが身体介護に重点化することで、より単価の高いサービス提供が可能となる。また、指定基準が緩和された訪問型Aにより、ニーズの増加が見込まれる生活支援の提供を拡大できる。

【市町村】

利用者の状況に応じた多様なサービスを提供できることで費用の効率化が図られる。